

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年4月25日
【会社名】	株式会社カブ&ピース
【英訳名】	KABU&PEACE Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前澤 友作
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
【電話番号】	03-4400-6529
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート部門長 山崎 正貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
【電話番号】	03-4400-6529
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート部門長 山崎 正貴
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

当社は2025年4月24日開催の臨時株主総会及び2025年4月25日付の取締役会において、会社法第236条及び第238条に基づき、当社取締役、監査役及び従業員に対して新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 銘柄

株式会社カブ&ピース第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

(2) 発行数

152,257,000個

(3) 発行価格（新株予約権と引き換えに払い込む金銭の額）

募集新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないものとする。なお、当社取締役、監査役及び従業員に対するストックオプションとして割り当てるものであるため、金銭の払い込みを要しないことは、有利発行に該当しない。

(4) 発行価額の総額

456,771,000円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、普通株式1株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。）。但し、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(6) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

② 本新株予約権の行使に際して出資される普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初金3円とする。

(7) 行使価額の調整

① 当社が、本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

② 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

③ 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(8) 新株予約権の行使期間

2027年4月26日から2040年4月25日まで（但し、2040年4月25日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）

(9) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権は、当社普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでは行使することができない。

② 本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社取締役会において特別に認められたときはこの限りではない。

③ 本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

④ 本新株予約権者は、当該本新株予約権者に次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。

ア 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

イ 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

ウ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

エ 当社の就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

オ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

カ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

キ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

ク 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合

⑤ 各本新株予約権の一部行使はできない。

⑥ 本新株予約権者の本新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、2,400万円（又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額）を超えてはならない。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうち資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増

加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権者は、本新株予約権を第三者に譲渡することはできず、また、いかなる理由であれ、担保権の対象とすることはできない。

(12) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 2名 54,075,000個

当社監査役 1名 5,250,000個

当社従業員 45名 92,932,000個

(13) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第3項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項なし

(14) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者との取り決めは、新株予約権者との間において締結する「新株予約権総数引受契約書」において行うものとする。

(15) 新株予約権の取得条項

① 当社が消滅会社となる合併契約の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約の議案、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社株主総会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。

② 当社は、本新株予約権者が上記(9)に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③ 当社は、当社取締役会の決議で別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

(16) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当社は、本新株予約権者に対し、組織再編行為の効力発生日に、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（5）に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（6）及び（7）に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記(9)に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の取得事由及び取得条件

上記(15)に準じて決定する。

⑧ 新株予約権の処分禁止

本新株予約権者は、再編対象会社の新株予約権を第三者に譲渡することはできず、また、いかなる理由であれ、担保権の対象とすることはできない。

⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(10)に準じて決定する。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(17) 新株予約権の行使により生じる端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(18) 新株予約権の割当日

2025年4月25日

(19) 新株予約権証券

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。